

令和8年（2026年）中部学生ゴルフ連盟競技規程

第1章 総 則

第1条 本規程は本連盟の主催する競技会に対して適用する。ただし、本規程は競技会の運営に対する適用を主旨とし、規則は公益財団法人日本ゴルフ協会（以下、「日本ゴルフ協会」という。）発行の当該年度ゴルフ規則による。

第2条 大会役員、競技会スケジュールは理事会において決める。

第2章 競 技 者

第3条 競技参加有資格者は、本連盟の加盟員でアマチュアたる資格を保有し、かつ本連盟主催競技にエントリーした者。ただし、初年度において連盟登録希望者が、3月31日以前に翌年度の競技会にエントリーする場合、エントリーすることができる。エントリーした者は4月1日をもって登録、連盟加盟員となる。なお、3月31日以前の入学を予定されている大学の行事および連盟主催行事、後援行事の参加は、親権者の承諾書に個人の責務を明確に記し、連盟宛に提出しなければならない。

次の場合は出場資格を失う。

- イ. 日本ゴルフ協会および本連盟によりアマチュアたる資格を停止、または剥奪された者。
- ロ. 本連盟により、競技者たる資格を停止、または剥奪された者。
- ハ. 加盟校により、停学その他の処分を受け、処分期間中およびその解除を受けぬ者。
- ニ. 連盟登録初年度より登録年が4年経過した者。
- ホ. 1ヶ年の修得単位数が16単位未満の者。
- ヘ. 日本プロゴルフ協会及び日本女子プロゴルフ協会主催のプロテスト（ティーチングプロテストを含む）を受験した者。（4年生のみは、例外とする）
- ト. 日本及び他国の主催するQT（トーナメント出場資格を獲得するための競技会）を受験した者。（4年生のみは、例外とする）

第4条 競技者の義務

- イ. 本連盟員は、本連盟および日本学生ゴルフ連盟主催・後援競技をいかなる競技よりも優先（以下、「優先義務」という。）しなければならない。ただし、日本ゴルフ協会のナショナルチームに所属する本連盟の競技者が、日本ゴルフ協会が本連盟の競技者に対し派遣を決定した試合（以下、「派遣試合」という。）と本連盟の主催又は後援する試合が重複し、日本ゴルフ協会より書面により派遣試合に関する協力の依頼があった場合、常任理事会の決議に基づき、優先義務を免除することができる。学連の試合と地区アマチュア競技会・都道府県アマチュア競技会が重なる場合は委員長の報告し指示を受ける。
- ロ. 常に学生スポーツ選手として立派な態度を保持し、公正な言動をなし、言語を慎むこと。
- ハ. ゴルフ規則（2023年度版以降）、埋土袋、スコップ、グリーンフォークを常に携帯し、埋土は必ずすること。携帯電話の携帯を認める。（ただしルールの確認と緊急時のみ）
- ニ. 喫煙は厳禁。学生の競技会場敷地内全面禁煙。
- ホ. 競技運営に関しては、競技委員と学連役員以外で当日競技委員として任命された者の指示に従うこと。
- ヘ. 決勝競技会出場資格を保有する連盟員（シード選手）が、本連盟主催競技会を欠席する場合は、大会指定練習日までに本連盟事務所に欠席届を提出せねばならない。
- ト. 以上の規定に反した者は、第3章第25条に準ずる。

第5条 エントリー（参加申し込み）

- イ. エントリーは競技会の指定練習日から2週間前までにGoogle Formsにて行う。
- ロ. エントリーフィーは事前に所定の銀行口座に振り込み、[その振込明細をコピーして写メで学連事務所csгу@polke.con.ne.jp](mailto:csгу@polke.con.ne.jp)に送ること。
振込用紙を送らない場合はエントリーを認めない。また、エントリーフィーは、振込以外の方法は認めない。
- ハ. エントリー費の返還は締切日以降行わない。ただし、その競技が中止された場合およびその競技が他の競技結果でシード権を取得し、出場不要となった場合は、その都度エントリー費の返還について協議することとする。

- ニ. 対抗戦における対戦表エントリー
 - 1. 指定用紙に、大学名、選手氏名、連盟登録年、および提出日を記入しGoogle Formsにて行う。
 - 2. 本項における不備は出場を認めない場合がある。
- ホ. エントリー締切日以降の選手変更は、正当な理由が無い限り認めない。
- へ. 登録カードの未提出者及び、加盟費未払いの者のエントリーは認めない。

第3章 大会および競技会

第6条 本連盟主催の競技を分けて対抗戦（団体戦）、選手権（個人戦）とする。

第7条 競技方法は原則としてマッチプレーないし、ストロークプレー（ともにスクラッチ）とする。

第8条 中部学生ゴルフ春季大学対抗戦

- 1. 毎年1回春季に行う。
- 2. 本連盟加盟校によって行う。
- 3. 競技方法および選手登録
 - イ. 1日18ホール、2日間36ホール・ストロークプレーとする。出場5名中上位4名の合計ストロークで順位を決定する。順位の設定において同点の場合には、5番目の2日間の合計ストロークにより、更に同点の場合には、4、3、2、1番の順にそれぞれの合計ストロークによって決定する。それでも決定しない場合は抽選とする。
 - ロ. 選手登録は6名までとし、エントリー期日に6名を登録する。但し、大会開催週の月曜日正午を最終選手登録期限とする。期限以降の選手交替はいかなる理由も認めない。18ホールごとの選手変更は可。2日目の選手に体調不良等正当な事情で参加できない場合は補欠と変更できる。
- 4. 全国大学ゴルフ対抗戦出場の予選会を兼ねる。
 - イ. 上位3校は全国大学ゴルフ対抗戦の出場権を得る。

第9条 中部学生ゴルフ秋季大学対抗戦

- 1. 毎年1回秋季に行う。
- 2. 本連盟加盟校によって行う。
- 3. 競技方法および選手登録

1 部校（6 校）・2 部校（5 校 + 新規加盟校）によって行う。
1 部校は6校マッチプレーにて順位を決める。ダブルスの競技方法は、フォアサム。2 部校は 1 日 18 ホール、2 日間 36 ホール・ストロークプレーとし、6人登録し、5 名中上位 4 名の合計ストロークで順位を決める。マッチプレーの競技方法、選手登録は 10 人までとする。対戦校日程は競技要項にて発表する。体調不良等正当な理由で参加できない場合は補欠と変更できる。

4. 常陸宮杯全日本大学ゴルフ選手権競技出場の予選会を兼ねる。
 - イ. 上位4校が、常陸宮杯全日本大学ゴルフ選手権競技出場権を得る。

第10条 中部女子学生ゴルフ春季大学対抗戦

1. 毎年 1 回春季に行う。
2. 本連盟加盟校によって行う。
3. 競技方法および選手登録
 - イ. 1 日 18 ホール、2 日間 36 ホール・ストロークプレーとする。出場 5 名中上位 4 名の合計ストロークで順位を決定する。

順位の決定において同点の場合には、5 番目の 2 日間の合計ストロークにより、更に同点の場合には、4、3、2、1 の順にそれぞれの合計ストロークによって決定する。それでも決定しない場合は抽選とする。
 - ロ. 選手登録は 6 名までとし、エントリー期日に 6 名を登録する。但し、大会開催週の月曜日正午を最終選手登録期限とする。期限以降の選手交替はいかなる理由も認めない。18 ホールごとの選手変更は可。2 日目の選手に体調不良等正当な事情で参加できない場合は補欠と変更できる。
4. 全国女子大学ゴルフ対抗戦出場の予選会を兼ねる。
 - イ. 上位 3 校は全国女子大学ゴルフ対抗戦の出場権を得る。

第11条 中部女子学生ゴルフ秋季大学対抗戦

1. 毎年 1 回秋季に行う。
2. 本連盟加盟校によって行う。
3. 競技方法および選手登録
 - イ. 1 日 18 ホール、2 日間 36 ホール・ストロークプレーとする。出場 5 名中上位 4 名の合計ストロークで順位を決定する。

順位の決定において同点の場合には、5 番目の 2 日間の合計ストロークにより、更に同点の場合には、4、3、2、

1 番の順にそれぞれの合計ストロークによって決定する。
それでも決定しない場合は抽選とする。

ロ. 上位3校が、常陸宮妃杯全日本大学ゴルフ選手権競技出場権を得る。

ハ. 選手登録は 6 名までとし、エントリー期日に 6 名を登録する。但し、大会開催週の月曜日正午を最終選手登録期限とする。期限以降の選手交替はいかなる理由も認めない。
18 ホールごとの選手変更は可。2日目の選手に体調不良等正当な事情で参加できない場合は補欠と変更できる。

4. 常陸宮妃杯全日本女子大学ゴルフ選手権競技出場の前選会を兼ねる。

第12条 中日杯争奪中部学生ゴルフ選手権競技

1. 毎年1回春季に行う。
2. 本連盟加盟員で選考・予選通過者男女120名によって行う。

3. 競技方法

1日18ホール、2日間36ホール・ストロークプレーにより順位を決定する（1日目カットなし）シード選手と定例会上位者（定例会参加人数により）は出場権を得る。

有資格者を除き本競技の上位40名は東海テレビ杯争奪中部学生ゴルフ選手権競技に出場ができる。また、女子は本戦シード選手と4月定例会上位者（定例会参加人数により）は出場権を得る。

有資格者を除き本競技の上位 20名は東海テレビ杯争奪中部女子学生ゴルフ選手権競技に出場ができる。

第13条 中京テレビ杯争奪中部女子学生ゴルフ選手権競技（中部高等学校ゴルフ連盟共催）

1. 毎年1回春季に行う。
2. 中部学生ゴルフ連盟に加盟している女子学生 20 名（有資格者と中日杯上位）と中部高等学校ゴルフ連盟に加盟している中部女子高校生によって競う。

3. 競技方法

1日18ホール・ストロークプレーにより順位を決定する。

第14条 中部学生ゴルフ選手権競技、中部女子学生ゴルフ選手権競技（C G A 主催）

1. 中部学生ゴルフ選手権競技、中部女子学生ゴルフ選手権競技（C G A 主催）の前選会を行う。
2. 本戦は、毎年6月に行う。

3. 選考・予選通過者男女128名（男女の比率は競技委員会で決定）の選手によって競う。

4. 競技方法・運営は、中部ゴルフ連盟（C G A）の規程に従う。

第15条 東海テレビ杯争奪中部学生ゴルフ選手権競技

1. 毎年1回春季に行う。
2. 選考された有資格者を除く 男子40名内外、女子20名内外の選手によって競う。

3. 競技方法

男女共、1日18ホール、2日間36ホール・ストロークプレーにより順位を決定する。本競技の男子上位24名、女子上位10名は、CBCテレビ杯争奪マッチプレー選手権の出場権を得る。

第16条 CBCテレビ杯争奪中部学生ゴルフマッチプレー選手権競技

1. 毎年1回夏季に行う。
2. 選考された有資格者を除く 男子40名内外、女子20名内外の選手によって競う。

3. 競技方法

男女共、18ホール・ストロークプレーにより、男子上位8名・女子上位4名が2日目からのマッチプレーに進出する。（同スコアはマッチング・スコアカードで決定）2日目、男子は18ホール・マッチプレー1回戦と準決勝戦、女子は18ホール・マッチプレーで準決勝戦を行う。3日目、男子、女子決勝戦は18ホール・マッチプレーとする。男女3位決定戦は18ホール・マッチプレーで行う。マッチプレーの組合せは予選ラウンドの順位により、下記の通り決定する。

男子	1位vs8位			2位vs7位
	4位vs5位			3位vs6位
女子	1位vs4位	2位vs3位		

第17条 中部学生ゴルフ選手権競技新人戦

1. 毎年1回10月に行う。
2. 加盟各校、連盟登録2年目までの選手により競う。
3. 競技方法

男女共、1日18ホール、2日間36ホール・ストロークプレーにより順位を決定する。有資格者を除く男子上位5名、女子上位3名は、会長杯争奪中部学生ゴルフ選手権競技の出場権を得る。有資格者を除く男子上位3名、女子上位3名は次年度中日杯争奪中部学生ゴルフ選手権競技の出場権を得る。

第18条 会長杯争奪中部学生ゴルフ選手権競技

1. 毎年1回秋季に行う。
2. 選考された男子90名内外、女子30名内外の選手によって競う。
3. 競技方法
男女共、1日18ホール、2日間36ホール・ストロークプレーにより順位を決定する。1日目の成績で男子上位40名、女子上位20名が2日目に進出する。最終結果で男女共上位3名が次年度の年間シード権を得、その3名を除く上位5名は、次年度の中日杯争奪中部学生ゴルフ選手権競技の出場権を得る。

第19条 定例会

1. 原則として4月、6月、8月、10月に1回ずつ行う。(中部学連競技エントリー条件を参照)
2. 出場資格
加盟各校主将が競技の進行に支障がないと認めた者。
3. 競技方法
男女共、1日18ホール・ストロークプレーにより順位を決定する。
4. ゴルフ場の都合により、上記の月に行えないときは名称を変更することがある。

第20条 その他連盟主催の競技についてのスケジュールおよび競技規程は理事会の決定による。

第21条 競技委員長以下競技委員(当日任命された競技委員を含む)は、その競技において一切の責任と権限を有する。

第22条 シード選手ならびに出場資格獲得の基準は競技スケジュールとともに発表される。

第23条 競技中におけるギャラリー応援は競技委員の指示を厳守し、引率責任者を設定しなければならない。引率責任者はその氏名、学年、所属加盟校および応援者数を競技委員に報告のこと。尚、コース入場はゴルフ場の指示に従う。

第24条 リミットオーバー

- イ. 男子のリミットオーバーは、18ホール/120ストロークとする。
- ロ. 女子のリミットオーバーは、18ホール/130ストロークとする。
- ハ. リミットオーバーをした者には警告を行う。

第25条 罰則

- イ. 不当な遅延プレーに関しては、ゴルフ規則(2023版以降)の規則5.6aに準ずる。

- ロ. 指定練習日は該当競技開催日として扱う。ただし、指定練習日を無断欠席した場合は3ヶ月間の出場停止となり、当該競技の参加は認めない。また、指定練習日のスタート遅刻者は当該競技失格とならないが、原則ラウンドできない。
- ハ. 失格・出場停止・期限
 1. 競技開催日の無断欠席者は競技失格者として1年間出場停止とし、指定練習日の無断欠席者は3ヶ月間出場停止とする。
 2. 埋土袋、スコップ、グリーンフォーク、ゴルフ規則不携帯者は当該競技のみ失格とする。参加できない
 3. 学生ゴルファーとして不名誉な行為、および本規程第4条第イ項に反する行為を行った者および加盟校は、常任理事会の議を経て譴責、また期限付き出場停止、もしくは除名とする。
 4. 競技会場において、喫煙した者は出場停止。但し、出場停止期限については、その都度競技委員長及び常任委員会によって検討される。尚、指定練習日においても同様とする。
 5. 競技委員会は、規則1.2（プレイヤーの行動基準）に基づき、全ての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含め、エチケットの重大な違反があったプレイヤーを、競技失格にすることが出来る。

ニ. 服装

服装規程は別にこれを定める。

- ホ. 各競技で失格した者は、本連盟主催・後援競技においてのシード権を剥奪される。ただし、遅刻、目土袋、スコップ、グリーンフォークおよびゴルフ規則不携帯者を除く。
- ヘ. 日本学生ゴルフ連盟主催・後援競技において出場停止処分を受けた者に対して、本連盟も同等の処分を課す。
- ト. 始末書
競技失格者・出場停止処分（リミットオーバーは除く）を受けた者は、主将・主務および本人が連署した始末書を提出しなければならない。提出は競技失格後および出場停止処分を受けた日より、2週間以内とし、主将または主務が同伴の上、本連盟事務所に提出しなければならない。始末書を提出期限内に提出しなかった場合、当該大学に課罰（出場停止他）を

課することがある。埋土の不履行等のアゲンストマナーにて、2度の警告を受けた場合は、同じく始末書の提出を要する。

第26条 欠席

- イ. エントリー後またはシード選手が競技会を欠席する場合は大会3日前までに欠席届を本連盟事務所に提出すること。
- ロ. 急病もしくは急用の為にやむを得ず欠席する場合は、当日のスタート時間までに、当該コースにいる連盟委員に連絡の上、1週間以内に欠席届を提出すること。
- ハ. 上記の手続きを取らずに欠席した場合は、無断欠席とみなし、1年間の出場停止処分とする。

第27条 出場停止

本連盟規約及び競技規定に違反し、出場停止処分となった者は、処分期間中に行われる競技会と、期間内にエントリー締切日がかかる競技会への出場を認めない。

第28条 ギャラリー（選手、競技委員以外の全ての者）のコース内立ち入りについて

その都度競技規定に記載することとする。1番、10番のティーイングエリアおよび、9番、18番のグリーン付近での応援、見学はいかなる場合も可とするが、静粛にすること。ただし、学連が特別に許可した者はコース内の立ち入りを認める。コース内に立ち入る際は、学連が示す注意事項を順守すること。注意事項に反する行為があった場合は次による。

1. 当該校のギャラリー全員を即刻退場とし、大学に対し警告を与える。
2. 警告を受けた大学が、他の競技会において再び注意事項に反する行為を行った場合、その後の競技会には期限付きでギャラリーのコース内立ち入りを認めない。
3. ただし、重大な違反行為があった場合は前記1、2の限りではない。

第29条 監督・コーチのコース内立ち入りおよびアドバイスについて

団体競技において、各チームは競技委員会の許可を得て、連盟に登録されている監督、コーチのいずれか1名を選任し、コース内に立ち入りアドバイスさせることができる。

ただし、監督、コーチの選任が不可能な場合は、前日のアピアマで競技委員会の許可を得て、当該学校の関係者を1名コース内

に立ち入りアドバイスさせることができる。尚、コース入場はゴルフ場の指示に従うこと。

第30条 ミーティング

- イ. 正当な理由なく、ミーティングに遅刻、または欠席した大学は本規程第25条第ト項の始末書の提出を要する。
 - ロ. 競技会におけるミーティングには、必ず主将・主務が出席すること。やむを得ず主将・主務が欠席、遅刻の場合は、それぞれ代理人を立て、委任状を提出し、その旨を競技委員に報告すること。
 - ハ. ミーティングに出席する際は、学生服、またはブレザーを着用すること。
- 二. ミーティング時に対戦表を提出出来ない場合、翌日の出場選手を全員失格とする。

第31条 集合及びアピア

- イ. 開会式及び閉会式には参加選手は全員出席すること。出席の際には、学生服またはブレザー、自校のユニフォームとする。
- ロ. 開会式及び閉会式に遅刻した場合は、始末書の提出を要する。また欠席した場合はその競技の失格とする。
- ハ. マッチプレー対抗戦における選手紹介には、登録選手全員が参加すること。

第32条 本規程の改正は理事会の決議を必要とする。

第33条 競技委員会は、競技の条件を訂正する権限を有し、全ての事柄においてこの委員会の裁定は最終である。
全ての競技会は、競技委員会からの結果の発表をなされた時点をもって終了とみなす。

第34条 本規程は平成 14 年 3 月 10 日施行

令和 2 年 3 月 10 日一部改正 令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 3 月 23 日改正

令和 7 年 2 月 25 日一部改正

令和 8 年 2 月 24 日一部改正